



埼玉県報

第11号
令和元年(2019年)
6月11日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく塗料又はインキの加熱残分質量の測定方法の一部を改正する告示（大気環境課）
- 神扇土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 元荒川土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 県道和光志木線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 一般国道299号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道299号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道児玉新町線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 建築基準法第73条第1項の規定に基づく建築協定の認可（越谷建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

平成十六年埼玉県告示第六百八十七号（埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく塗料又はインキの加熱残分質量の測定方法）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一中「日本工業規格」を「日本規格」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年六月五日認可した。

令和元年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

神扇土地改良区

二 事務所所在地

幸手市

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年六月五日認可した。

令和元年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

元荒川土地改良区

二 事務所の所在地

さいたま市

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一八―六―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市下野堂字七本木境百五十六番一 他二十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百八十九・九七立方メートル

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和元年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 免許の取消しをした年月日
令和元年六月三日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名
牛込 忍
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号
第一八一七六号
- 五 免許取消しの理由
建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年六月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和光志木線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>和光市新倉一丁目四二八四番一 地先から同市新倉一丁目四二八 四番一地先まで</p>		区 間
<p>一一二・八〇〇 一一二・九六</p>	<p>八・六八〇 八・八二〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一一二・七四</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年六月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新C	新B	旧B	新A	旧A	旧 新 別
入間市河原町一三〇七番一四地先 から同市河原町一三一〇番一 地先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一三一〇番一 地先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一三一〇番一 地先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一三〇八番八地 先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一二八八番四地 先まで	区 間
一六・〇一〇 二三・一八	一二・五〇〇 二三・二三	一二・五〇〇 二三・二三	一一・一三〇 二五・七八	一一・一三〇 二九・二三	敷地の幅員 (メートル)
九七・九〇	一五八・九四	一九九・三五	一三五・六九	一九九・五九	延長 (メートル)
平成二十九年十一月二十四日付け埼玉県 飯能県土整備事務所長告示第十三号の道路 予定区域の一部変更である。					備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	入間市河原町一三〇七番一四地先から 同市河原町一三二〇番一地先まで
供用開始の期日	令和元年六月十一日
備考	令和元年六月十一日付 埼玉県飯能県土整備事 務所長告示第一号で告示 した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長九七・九〇メー トル

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

<p>児玉新町線</p>	<p>路線名</p>
<p>児玉郡上里町大字勅使河原字真下一二八四番一地先から同郡同町大字勅使河原字真下一三〇九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年六月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長九九・〇〇メートル</p> <p>である。</p> <p>平成二十七年十月六日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

令和元年六月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 建築協定の名称

コモンシティ伊奈学園都市建築協定

二 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県北足立郡伊奈町学園三丁目百二十三番地二

武山 政行

三 建築協定区域

埼玉県北足立郡伊奈町学園三丁目七十五番一外